

**長野県阿南介護老人保健施設
「アイライフあなん」運営規程
(通所リハビリテーション)**

地方独立行政法人長野県立病院機構

長野県阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」

介護保険事業所番号 第2052580038号

長野県阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」

通所リハビリテーション運営規程

（目的）

第1条 長野県阿南介護老人保健施設（以下「施設」という。）が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対して、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所リハビリテーションの従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設において、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能回復を図るようサービスの提供に努める。

2 通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等について利用者及びその家族に対して理解しやすいように説明を行う。

3 通所リハビリテーションの実施にあたっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図る。

（名称及び所在地）

第3条 通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 長野県阿南介護老人保健施設
- （2）所在地 長野県下伊那郡阿南町北條2009-1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 通所リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	職 員 数	業 務 内 容
医 師	1 以上（兼務）	医学的管理・指導
理学療法士	1 以上（兼務）	リハビリテーション
看 護 職 員	1 以上	療養上の世話、診療補助
介 護 職 員	1 以上	療養上の世話
支 援 相 談 員	1 以上	相談、他施設との調整
事 務 職 員	1 以上（兼務）	給付費請求、支払事務

（利用日及び基本利用時間）

第5条 通所リハビリテーションの利用日及び基本利用時間は、次のとおりとする。

- （1）利用日：月曜日～金曜日
ただし、国民の休日、12月29日～1月3日までは、原則、休日とする。
- （2）基本利用時間：午前8時30分～午後5時15分

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は10人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーションは、医師との連携のもと、通所リハビリテーション計画に沿って基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練・指導を行う。

(通常の事業実施地域)

第8条 阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、飯田市の一部（旧上村、南信濃村）の区域。

(利用料その他の費用の額)

第9条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険の給付割合に応じた額及び食費、居住費等の支払いを入所者から受けるものとする。費用詳細は別紙1による。

(衛生管理)

第10条 通所リハビリテーションの提供に際しては、従業員の清潔の保持及び健康状態について、十分留意する。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規程第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）	年2回以上
② 利用者を含めた総合訓練	年2回以上
③ 非常災害用設備の使用方法的徹底	随時
- (7) その他必要な災害防止対策について、必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対するサービスの提供により、施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束)

第13条 原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合には、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う。この場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を療養録に記載するとともに、当施設の医師が身体拘束に関する記録について、療養録に記載することとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 15 条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 前項については、従業員の退職後においても同様とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野県阿南介護老人保健施設が定めるものとする。

(付則) この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は、平成 24 年 5 月 2 日から施行する。

(付則) この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。